

県内の養鶏場における
高病原性鳥インフルエンザ（2例目）の疑似患畜の確認について

本日（12月7日）、県内の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

1 農場の概要

所在地：相馬郡飯舘村

飼養状況：採卵鶏 約104,000羽

2 経緯

- (1) 昨日（12月6日）、当該農場から死亡鶏が増加したとの通報があり、相双家畜保健衛生所が鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、13羽中9羽で陽性を確認しました。
- (2) 当該鶏について、中央家畜保健衛生所にて遺伝子検査を実施した結果、H5亜型の遺伝子が確認され、農林水産省と協議の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3 今後の対応

(1) 発生農場の措置

飼養家きんの殺処分及び埋却、農場の消毒等

(2) 周辺農場の防疫措置

- ア 発生農場から半径3km以内の区域を「移動制限区域」として設定し、家きん等の移動を禁止
- イ 発生農場から半径3kmから10km以内の区域を「搬出制限区域」として設定し、家きん等の搬出を制限
- ウ 移動制限区域内の農場について立入検査等を実施

(3) 消毒ポイントの設置

発生農場から3km付近、10km付近に畜産関係車両を消毒するためのポイントを設置

4 その他

- (1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

総括班 本多

電話024-521-7365（内線3225）